

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第796号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法では、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積など現況及び将来の見通しについて把握するための基礎調査（以下「本調査」）について規定している。

本調査は、概ね5年ごとに実施され、神奈川県と藤沢市で役割分担をして行うもので、県が調査を行うものは、各市における人口規模や人口構成などとなり、市が調査を行うものは、土地利用や建物の用途などとなり、今回は、平成22年度に行っている。なお、本調査は都市計画課において業務委託により行われる。

調査結果は、都市計画の策定に用いることを始めとし、土地利用計画や交通計画等に活用でき、木造の建築物が多く老朽化が進んだ地区

には、防火対策を講じるために都市計画を見直すなどの利用が考えられる。

本調査にあたっては、市内全域の土地及び建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集し、集計、分析することは、限られた時間、費用及び人員の中では不可能である。

また、土地利用や建物の用途に関する調査にあたって、木造・非木造による建物の割合や建物の老朽度を求めるための基礎情報として、資産税課で保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報(以下「個人情報」という。)が必要である。

以上のことから、本調査の執行においては、個人情報を利用させることが必要であると考えられることから、個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることの必要性について

ア 目的外利用させる課

都市計画課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳の記載事項のうち、次の表に掲げるもの。

<ul style="list-style-type: none">・ 土地課税台帳・ 土地補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none">・ 所在地番 (土地)・ 現況地目 (土地)・ 現況地積 (土地)
<ul style="list-style-type: none">・ 税務地図	<ul style="list-style-type: none">・ 家屋棟番号図
<ul style="list-style-type: none">・ 家屋課税台帳・ 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none">・ 所在地番 (家屋)・ 現況用途 (家屋)・ 現況構造 (家屋)・ 地上階層数 (家屋)・ 課税非課税区分 (家屋)・ 一階床面積・ 延床面積・ 棟番号 (家屋)・ 家屋番号 (家屋)・ 区分所有家屋情報・ 建築年月 (家屋)

ウ 目的外利用させることの必要性

本調査で必要となる個人情報とは、市内全域の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約12万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

以上のことから、迅速に本調査を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課の個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(3) 引渡しの方法について

家屋棟番号図（家屋）については、資産税課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。

家屋棟番号図（家屋）以外については、IT推進課にて、データの抽出を行い、IT推進課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。

これらの電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、都市計画課により、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

本調査のため利用させる個人情報は、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件から抽出するが、件数及び情報量が非常に多いためコンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

イ 本調査の目的以外には利用しないこと

ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めさせることとする。

(6) 実施時期

2016年5月1日以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要となる個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約12万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

イ 迅速に本調査を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課の個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、目的外利用の本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである、としている。また、市民へは、都市計画課により、広報ふじさわを通じて周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本調査のため利用させる個人情報は、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件から抽出するが、件数及び情報量が非常に多いためコンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理については、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

- (ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること
- (イ) 本調査の目的以外には利用しないこと
- (ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること
- (エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めさせることとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上